

児童家庭支援センターにおける 子どもの権利擁護の現状と課題

社会福祉法人慈愛園 シオン園

キッズ・ケア・センター

センター長 久佐賀眞理

全国の設置数と未設置の自治体

設置数 134(令和2年4月20日現在)

未設置の都道府県(7)

秋田、東京、神奈川、新潟、富山、愛知、島根

未設置政令指定都市(8)

仙台市、新潟市、さいたま市、相模原市、
静岡市、京都市、広島市、熊本市

児童家庭支援センターの特徴

- ◎国の方針が見えにくく、県によってばらばら
- ◎設立母体によって活動展開方法が異なる
- ◎周辺の社会資源の配置状況、地域特性、市民ニーズに応じて千差万別
- ◎使い勝手の良さが災いして、固有の存在価値や共有すべき専門性がわかりにくい

参考：

橋本達昌,児童家庭支援センターの専門性と人材の確保・育成・定着の課題、子どもの虐待とネグレクト,第22巻3号,134-140,2020年12月

キッズ・ケア・センターの紹介

設立母体：社会福祉法人慈愛園 シオン園

所在地：熊本県荒尾市(人口51000人)

担当圏域：2市4町(人口約150000人)

設立年：1999年

職員：センター長(施設長が兼務)

心理士1(常勤)

相談員2(フルタイムの非常勤)

予算：運営事業補助金：1220万円(人件費割合：92%)

指導委託件数37件、委託費0円

キッズ・ケア・センターの活動

※令和元年データ分析 133センター	全国平均 件／年	キッズケアセンター 件／年
年間の相談実人員	239.1	111.1
年間の相談延件数	1892.5	1764
// 電話相談	794.8	570
// 来所相談	381.3	259
// 訪問	383.7	475
// 心理療法など	232.7	446
// メール相談	47.9	14
相談所からの指導委託	4.2	37
市町村の求めに応じる事業	24.7	21
里親等への支援	9.7	0

※センター職員の配置、本体施設との協働によって活動内容は大きく変わる

背景には

熊本県の児童家庭支援センター方針

- ・2020年度までは、キッズ・ケア・センター1か所
- ・2021年度より県内を5分割、その内3か所に設置が確定

期待する機能

—熊本県社会的養育推進計画より—

- ・市町村と児童相談所をつなぐ役割を担うので、ソーシャルワークや心理などの専門性を活かした相談対応などを行うミニ児相の機能。
- ・児童相談所から遠隔地での虐待などへの初期対応として、子どもの安全確認や一時保護への協力を行う。

社会福祉法人慈愛園 シオン園
活動から見る「キッズ・ケア・センター」の特徴

◎支援内容の多い項目上位3項目の割合

	養護	(虐待)	性格行動	不登校
全国	48.2%	16.8%	14.9%	7.3%
Aセンター	3.8%	0.08%	43.1%	36.4%
キッズ・ケア・センター	68.8%	32.8%	14.6%	7.0%

※ A施設は、教育委員会とのつながりが強く不登校支援に力を入れているセンター

社会福祉法人慈愛園 シオン園
活動から見る「キッズ・ケア・センター」の特徴

◎初回相談の経路

	児童相談所	市町村	学校等	家族親せき	子ども本人
全国	8.0%	18.3%	6.7%	41.4%	10.0%
Aセンター	5.1%	5.3%	26.2%	28.5%	24.7%
キッズ・ケア・センター	45.0%	9.0%	4.2%	39.6%	0%

社会福祉法人慈愛園 シオン園 活動から見る「キッズ・ケア・センター」の特徴」

◎市町村を始めとする他機関との連携状況

- ・受け持ち地域は2市4町
- ・人口 153,436人 ・面積 421.44km²

2019年度連携会議	回数	内容・関係機関
児童相談所との定例連絡会	月1回	全委託ケースの進捗状況報告と協議
本体施設との受理会議	月1回	新しく受理したケースの支援方針会議
荒尾市要保護児童対策会議	4回	代表者会1回、実務者会議3回
南関町要保護児童対策会議	1回	代表者会
荒尾市心の教室相談員連絡会	年6回	不登校児童の情報共有と助言
各市町主催のケース会議	適宜	全市町
各学校等主催のケース会議	適宜	保育所・小・中・高校・支援学校
障害児関連圏域連携会議	1回	相談支援事業所、放デイ、学校等

児相からの委託ケースへの関わり

ケース1: プレイセラピーの利用

◎孤立した家庭の子ども達。ごっこ遊びの中で気持ちを語る。

- ・服の汚れ、臭い、おむつかぶれ等で保育所が保護を求めてネグレクト通報。
- ・同時に児家センの心理士がごっこ遊びで、生活の様子や望みを把握。

誰と一緒に住んでるの？ 朝ごはん食べた？ ママに〇〇してもらいたい？ これはママに言ってもいい？

・関係機関の情報共有で見えてきたのは、母親の被虐待体験、支援機関へのかたくなな態度、孤立した様子。

・遊びで見えてきたのは、姉(4歳)は家を火事にする、ガスコンロに火をつけると奇声をあげる、何度も地震が来て家を飛び出す等の行動が見られ、妹(2歳)は水頭症と斜視の疑いが放置されたままの状況。安心した生活が送れていないのではないかと推測できた。

・一方、保育園の迎えではママに飛びついていく様子や「おうちに帰ろう」などの発言もあり、母子ともに分離は望んでいないと判断。

・親の安定が子の安定につながると考え、生活物資を持参し訪問を繰り返す中で少しずつ支援を受け入れるようになり、不安定ながらも現在は支援者の輪も広がり子どもも安定してきた。

児相からの委託ケースへの関わり

ケース2: 言う権利と同時に言わない権利も尊重

◎「前の暮らしより今の暮らしがまし」と、現在の保護者をかばう小学生

- ・実母とそのパートナーからの暴力で保護。
- ・現在は養父母の下で生活。
- ・ある日、相談員は養父からの暴力でできた体のあざを発見。しかし、本人は「前の暮らしよりまし。これは暴力じゃない。」と自分の主張を。
- ・「どの人も、叩かれたりけられたりするのはいくくない事」「親でも友達からでも暴力を振るわれたらがまんする必要はない」「こどもが安心して暮らすには、いろんなおとなに相談するのが大事」と伝える。
- ・「話してくれたから、この状況を変えるチャンスになった」ことを伝え子どもの許可を得て再度養父へ指導。
- ・子どもが事実を隠していると思われる時でも、子ども達の気持ちを無視して支援者が勝手に動いてしまうと今の生活を取り上げてしまうことになる。児相と相談しながら、緊急性、重篤度を見て無理強いしない方向で生活が改善されるような取り組みをしている。

その他の関係機関との関わり

ケース3:できるだけ本人が納得してステップを踏む

◎病院受診を嫌がり暴れる中学生

- ・学校内の徘徊、ナイフの持ち歩き、破壊的な行動で、学校は入院を希望。センターは、「暴れるから入院」を強調すれば、本人のおとな不信はますます増長されると主張し、話し合いを提案。
- ・本人、親、学校、児童家庭支援センターで話し合いを持つ。「自分をコントロールできなければ病院の力を借りよう」→「コントロールできる(本人)」→「ルールを作ってやってみては(おとな)」→やってみたが守れなかった→病院の力を借りることを提案→承諾
- ・「〇〇をしたから罰として入院」「罰として一時保護」と子ども達にとらないように、入院や一時保護に至るまでの関わりを子どもとステップを作って進めることを目指しているが、学校等は他児童の安全、安心もあり、一挙に事が進む難しさがある。

その他の関係機関との関わり

ケース4: 施設退所者(18歳未満)の意思決定と最善の利益のはざま

◎高校入学前に施設を退所しセンターと市行政で支援を始めた中学生のその後

- ・保護者の精神科退院を機に施設を退所。
- ・施設では大学進学を口にしていましたが、自宅に帰り高校進学をした後は生活リズムも壊れ欠席が続く。
- ・生活保護受給世帯で金銭管理が出来ず電気も止まる。その後、市行政も支援を見直し関係者を増やす。
- ・高校も2回転校後、中途退学し現在は無職。児家センにはつながっており面接は継続中。
- ・施設退所後の15歳～18歳の支援については、本人の意見はどうしても安易な方向に流れてしまう。退所に向けたアセスメント、退所後の生活の体制づくり等、児童家庭支援センターと市町行政との連携に課題を感じた。

キッズ・ケア・センターと子どもとの 関わり

- ・センターは原則予約制で、心理士が子どもの面接を担当し、低年齢児は遊びの中で子どもの生活状況や気持ちを把握していく。
- ・センターへの来所が難しいケースは、保育所や学校で面接を実施。SCや行政の心理士と異なるのは、対象に虐待や、不適切な養育がみられ指導委託となった場合、または児童相談所の対象ケースでないと判断され関係機関が対応に苦慮している場合が対象となる。
- ・親の改善が見られないと子どもの変化も期待できないので、民間の良さを生かして、時間外訪問や生活全体の支援等、センター自身が関係機関からの支援を受けながら家庭の扉が開くように働きかけていく。子どもの「学校には行かない」「家にいたい」などの言葉をそのまま信じるのではなく、「行けないのではないか」「家から離れられないのではないか」と考え、「分離」の前の「小さな改善」を目指している。

児童家庭支援センターにおけるアドボカシー活動の特徴

・施設や一時保護所の場合は、保護者と分離された中でのアドボカシー活動になるが、児家センの場合は、環境の変化が無い中での活動になる為、子どもの本音を聞き出すのが難しい。

・ほとんどの子どもが、親や家のことを話すのに躊躇する。中には口止めされている子どももいる。何より子どもの中にある親や家庭に対する思いがためらわせていると思われる。

・児童家庭支援センターの活動の中でアドボケイトに期待するのは、ケース会議への参加である。現在、子どもを入れたケース会議も少なく、おとなだけが対応に苦慮して会議を開いている場合がほとんどである。

児童家庭支援センターの課題

- ・虐待相談件数が増加し、児童相談所の対応が限界を超える中で、児童家庭支援センターは有効に活用できる機関。

- ・しかし、業務に専門性が求められるにも関わらず、権限や予算措置が低く中途半端な状況。研修体制もなく各県に任せられ、国の方向性が見えにくい。